

○財務省告示第三百八十五号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十六日に發行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年十二月四日

財務大臣 藤井裕久

藤  
廿

四 発行方法  
三 法律及びその条項  
二 発行の根拠  
一 号名稱及び記  
利付国庫債券（二年）（第二百八十九回）  
特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六  
條第一項  
社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入

## 五

イ

方募

入価法入  
札格決  
發競定  
の

ハロイ

## 六

イ

發

入価・別債行争非者特国札非  
札格行札格第参市及入価・別債發競  
發競II加場び札格第参市行争  
行争額行争非者特国發競I加場入

条特  
第別  
一會  
項計  
のに  
規關  
定す  
にする  
基法  
づ律  
き第  
發四  
行十  
し六

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内參額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のよ割高  
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場  
入場も加、た価格國定特  
札特の者財後格競債め別  
發別にご務に競争市る參  
行參よと大行參入札特の者  
「加るに臣わ札發別にご  
と者發応がれの行參よと  
い・行募各る募ー加るに  
う第へ限國入と者發応  
。II以度債入と者發応  
非下額市札のう・行募  
価ーを場で決。第へ限  
格國定特あ定ーI以度  
競債め別つを及非下額

## 七

二

ハロイ

払

者特国行争非者特国札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非
・別債入価・別債発競札格金	入価・別債入価・別債	発競
第参市札格第参市行争発競金	札格第参市札格第参市	行争
II加場発競I加場入行争額	発競II加場	発競I加場
		入

二

ハロ

百五十五億七百七十五万円

千五三万二八百十円兆百円二二二億六百八千三百億九百六千一百四十三万二千

でた条特百利第別五付一會十國項計五債のに億に規関円つ定すいにるて基法、づ律額き第面發四金行十額し六

でた条特千利第別三利第別二利八付一會十付一會兆付百國項計二國項計二國二債のに億債のに千債十に規関六に規關百に八つ定す千つ定す二つ億いにる五いにる十い円て基法百て基法六て、づ律万、づ律億、額き第円額き第円額き第円額面發四面發四面發四面發四金行十金行十金額し六額し六額

十  
十  
三  
二

十  
十  
口  
イ  
一

發

九  
八

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 値 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行  
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 發 競 値  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

振 額 最  
替 低 行 争 非  
額 入 値  
单 面 札 格  
位 金 發 競

(+) 年  
も 号 に は 募 ○  
の に よ 、 入 ・  
と 規 り 払 三  
す 定 算 決 三  
る す 出 金 定 パ  
。 る し 額 の セ  
期 た 加 通 ナ  
日 金 え 知 ト  
に 額 を 受  
払 を 次 受  
い 第 の け  
込 二 算 た  
む 十 式 者

額 厘 額 平 す 額 の 振 五  
面 以 面 成 る の 記 替 万  
金 上 金 二 ° 整 載 法 円  
額 の 額 十 数 又 の  
百 そ 百 一 倍 は 規  
円 円 そ 一 年 の 記 定  
に れ に 一 十 金 錄 に  
つ ぞ つ 月 額 は よ  
き れ き 一 に 、 る  
百 の 百 十 六 よ 最 振  
円 応 円 六 る 低 替  
五 募 四 日 も 額 口  
錢 價 錢 の 面 座  
格 五 と 金 簿

十六十五

償還期限  
の二年  
利子以  
後第

平るい日毎  
成利てを年  
二子、支五十  
十をそ払月  
三支の期十年  
払日と五  
十う以し日  
一。前、及  
月六各び  
十月支十五  
五間払一日  
に期月属に十  
すお五

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

初期利子

規下は期た期平  
定、が金と成除税外しは者にへ額よに座も係  
す次そ銀額し二すの国た、又おたにりつにのる  
る号の行を、十る税法金前はいだ百算い記と所  
得税  
期及翌休支次二こ率人額記外てし分出て載し  
日び営業払の年とをがに(一)國取、のしは又て税  
に第業日う算五が乗適當の法得当二た、は振が  
つ十日。式月でじ用該算入す該十金前記替源  
い六にたに十きたを非式でる國を額記録口泉  
て号支當だよ五る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵  
同に払たしり日。額け住よるがをじらのれ  
じおうる、算を。る者り場非發た當算る中さ  
。いへと支出支。を所又算合居行金該式ものれ  
。て以き払し払。控得は出に住時額金にの口る

(二)

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{365}$$

発行時において、その利子に

二十九十八七

払者入払元償  
込札場利還  
期參所金金  
日加支額

平財日額  
成務本面  
二十大銀金  
大臣行額  
一年から百  
十一通知に  
月十六通知  
日十六受け  
た者百円